

多面的機能を持つ森林を次世代へ...

「森林づくり県民税」導入3年目

【お問い合わせ】 ■税を活用した森林づくりに関すること...長野県北信地方事務所 林務課 ☎02699230215
 ■税のしくみに関すること...長野県北信地方事務所 税務課 ☎02699230206
 ■市内の森林整備に関すること...飯山市役所 農林課 耕地林務係 ☎23111 内線266

長野県の約8割を占める森林は、土砂災害や洪水などを防ぐ防災機能・木材などの資源機能・野生鳥獣との緩衝帯機能・二酸化炭素を吸収する機能・地球温暖化を防止したり癒しの空間を提供する保健機能など多くの機能を持っています。

しかし近年、林業の採算性悪化に伴う林業後継者の減

少などにより、間伐等の整備が十分行われないことによる森林の荒廃が進んでいます。

県では、こうした森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくために、平成20年4月から「長野県森林づくり県民税」(森林税)を導入し、整備が遅れている里山を中心として間伐等の森林整備への経費助成を行っています。

市内でも、地域と北信州森林組合が行う間伐等の経費に対し、県と市が連携して助成を行っており、間伐については今年度までに約170ヘクタールが行われる予定です。このほかにも、多くの個人所有者から森林整備の承諾を取りまとめる集約化や、公共施設などの病害虫木の伐倒などへも費用が充てられています。

今後も森林税を活用した森林整備について、ご理解ご協力をお願いします。



北信州森林組合による森林の間伐作業



間伐作業を実施し、整備された森林



整備が行われず荒廃している森林

地域に元気を創り出そう!

「地域発元気づくり支援金」募集中

県では、「地域をよくしたい」「こんな活動をしてみたい」など、地域づくりに取り組む団体グループ等を支援する「地域発元気づくり支援金」を行っています。

支援金を活用して地域を活性化してみませんか。申込方法など詳しくは、北信地方事務所または飯山市役所までお問い合わせください。

■対象事業 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組み地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業

■対象団体 公共的団体等(地域づくり活動を行うNPO、協議会、自治会、グループ等)

■支援金の交付額

- ・ハード事業(※) 事業費の3分の2以内
- ・ソフト事業(ハード事業以外) 事業費の10分の10以内

■応募期間 1月4日(火)～2月4日(金)

■応募方法 市役所企画財政課に応募書類を3部提出してください。

災害時の避難地が変更になります

【お問い合わせ】 庶務課 消防防災係 ☎62-3111 内線339

災害時に一時的に避難するための避難地は、主に市有地を指定していますが、このたび曾根保育園が譲渡されるに伴い、避難地の指定を解除いたします。太田地区のその他の避難地は、次のとおりとなりますので、ご確認をお願いします。なお、飯山市ホームページにも掲載されていますのでご覧ください。

【変更内容】

- ・旧曾根保育園園庭を避難地からはずす

【変更後太田地区避難地】

地区	避難地
太田	戸狩小学校校庭
	勤労青少年ホーム前広場
	とがり保育園園庭
	太田地区活性化センター前トピアホール前広場

平成23年度本格実施を目指して

戸別所得補償モデル対策の状況

平成23年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施を前に、平成22年度に導入された「米戸別所得補償モデル対策」の取り組み状況につきまして、次のとおりお知らせします。なお、左表の数字は、春の「加入申請」、夏の「現地確認」、秋の「交付申請」を経て、最終的に助成金の交付対象となった数値です。

事業名称	加入者数(交付申請者)	交付金額(円)	
米戸別所得補償モデル事業	821	基本部分(1a/1500円)	85,338,000
		変動部分(米価下落補償)	未定
水田利活用自給力向上事業(以前の転作助成金にあたるもの)	633	転作作物	4,320,540
		加工用米	23,391,040
		飼料用米	2,858,400
合計		115,907,980	

ら直接支払われます。基本部分については、既に12月中旬に支払いは完了しており、水田利活用自給力向上事業の助成金については、2月上旬に交付されます。

米戸別所得補償モデル事業の変動部分(価格下落補償)につきましては、年度内(3月末まで)に支払われる予定です。また平成22年度の水田農業に関する助成金は、平成21年度の約4425万円に

【米戸別所得補償モデル事業】 販売農家・集落営農を対象に、国が定額部分と変動部分の2つの所得補償を行い、水田経営の安定と自給率向上の環境を整備するものです。生産目標数量の生産を行った農家に交付されます。

【水田利活用自給力向上事業】 食料自給率向上のため、ソバ・大豆・加工用米などの水田への作付けを支援します。要件を満たす全ての販売農家・集落営農が加入できます。

比べ、変動部分を除いても約2.6倍の増加となっています。

【お問い合わせ】 農林課 農政係 ☎23111 内線2664

【お問い合わせ】 保健福祉課 高齢者介護保険係 ☎23111 内線184・185

もうすぐ税金の申告時期です

介護保険料・利用料の控除をお忘れなく

① 介護保険料は社会保険料控除

本人や生計を同一にする方の介護保険料を支払った場合は、その全額を所得から差し引くことができます。ただし、特別徴収(公的年金から天引き)されている方は、本人以外の方から社会保険料控除はできません。

② 居宅サービス

本人や生計を同一にする方がその年に支払った医療行為に当たる介護サービスの利用料がある場合は、医療費控除の対象となります。

③ その他(おむつ代)

6ヶ月以上寝たきり状態であると認められ、治療上おむつの使用が必要な方については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では、医療機関発行のおむつ使用証明書と必要期間中に支出したおむつ代の領収書が必要となります。(2年目以降は、おむつ使用証明書かわりに市が発行する「主治医意見書内容確認書」でも証明可能)

医療費の総額-高額介護サービス費等保険給付される金額-(10万円または所得の5%のどちらか少ない金額)=医療費控除額(最高限度額200万円)

介護老人福祉施設は支払ったサービス費用や食費、居住費の2分の1が、また介護老人保健施設および介護療養型医療施設は養型医療施設は支払ったサービス費用や食費、居住費の全額(一般的に水準を著しく超えない部分)が控除の対象となります。

6ヶ月以上寝たきり状態であると認められ、治療上おむつの使用が必要な方については、おむつ代が医療費控除の対象となります。確定申告では、医療機関発行のおむつ使用証明書と必要期間中に支出したおむつ代の領収書が必要となります。(2年目以降は、おむつ使用証明書かわりに市が発行する「主治医意見書内容確認書」でも証明可能)

若者住宅入居者募集

【お問い合わせ・申込用紙配布・お申し込み】
 いいやま住んでみません課 住宅係 ☎62-3111 内線252

市では、福寿町若者住宅の入居者を下記のとおり募集します。

- 用紙の配布・募集期間 1月24日～2月2日
- 募集団地・戸数 福寿町若者住宅 1戸
- 選考方法、抽選日時場所
 ・抽選日時 2月15日(火) 午前10時から
 飯山市役所4階 第1委員会室

資源物の休日回収について

【お問い合わせ】 市民環境課 生活環境係 ☎62-3111 内線191・192

ごみ減量の一環として、資源物の休日回収を次の日程で行います。回収する資源物は、古紙、ペットボトル、ガラスびん、古着です。区のステーションへ出す方法で時間内に持ち込んでください。

- 回収日 2月27日(日) 午前10時～午後3時
- 場所 飯山市役所(正面玄関南側雁木下)